

# 「税務調査を省略する制度」について

税理士 蝶田昭史

第16回

外注費と主張する為に  
必要なこと

失して期限までに依頼主に納品できない場合、一般的には報酬の支払いを受けることができます。前記の給与と外注に規定の説明だけだと分かり難いので、過去の判例に基づき、具体的な判定は次の5つの視点で判断されます。

①代替性の有無  
②拘束性の有無  
③個人事業者への支払根拠の源泉所得税の取り扱いについて  
④事業年度をまたぐ業務の範囲における外注費の取扱いについて  
⑤材料又は用具等の供与の有無

前記の給与と外注に規定の説明だけだと分かり難いので、過去の判例に基づき、具体的な判定は次の5つの視点で判断されます。また税務署もこの判断基準に基づいて判断していますので、一部加筆訂正をし次の解説をします。

## 省略率100%! のポイント その4

今日は、「給与の実態」と計算方法について解説していきます。

### 給与か? 外注か?

今日は、「給与の実態」と計算方法について解説していきます。  
実際は給与(実態として雇用関係と同じ関係)なのに、外注費として税務上の取り扱いをしている企業をよく見します。建設業の一人親方、サービス業でのフリーランス扱いの営業マンなど。さらに工場の作業員や店舗の従業員(ホステスを除く)などでも外注扱いで税務処理をしていけるケースもあります。しかし、実態を伺うと給与となるケースがとても多

いです。ここは税務調査で重点的に確認される部分なのでご注意ください。そもそも企業側は、外注費の方が都合が良いのです。外注費ならば……○源泉所得税を控除する必要がない

○消費税の計算上、課税仕入れとして控除できる○社会保険や雇用保険、労災保険の加入が不要○取引停止(解雇)が簡単にできる。さらに源泉所得税を過去の源泉所得税の納付額を追加の消費税納付額として控除ができないので、追加の消費税納付額を支払う。これが給与か外注かは、総合的な事実関係に基づいて判断されます。単に請求書を発行してもらいうる視点です。

外注については、「自己責任において独立して営まれ、常利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる業務」と規定しています。

④報酬請求権の有無  
外注(請負契約)の場合は、例えば災害等であります。そこで私は「昭和56年の最高裁判決が示した給与所得と事業所得の判断基準」を基に判断していく

この認識は誤りです。たゞであり、給与か外注かの判断は現在、税務調査において重点的にみられるポイントになっています! 今日は、主に実態は給与なのに外注費としてしまってあるケースについて解説します。前記の給与と外注に規定の説明だけだと分かり難いので、過去の判例に基づき、具体的な判定は次の5つの視点で判断されます。また税務署もこの判断基準に基づいて判断していますので、一部加筆訂正をし次の解説をします。

